

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 照屋仁士議員、14番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2．議長諸般の報告を行います。町長から追加議案として、議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についての1件と、議員からは議員提出案件として、発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例、発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例、意見書第1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書の3件、また各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書が提出されております。次に、決議第2号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおりそれぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第4号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3．議案第4号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第4号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。執行部からは、町の人口増や多様化、高度化する行政サービスに応じた機構改革を推進するためである。改正後の職員定数は、219人から31人増の250人

となり3年から5年かけて取り組んでいくと説明がありました。しかし、本町の職員定数は、県内の類似団体と比較しても少ない。職員1人当たりの行政サービス人口は依然として最多であります。将来的な機構図の比較表を取り寄せ確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第5号 南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5．議案第6号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4．議案第5号 南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5．議案第6号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例についてを一括議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第5号 南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。地方公務員法の改正により、定

年年齢引上げを令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ段階的に引上げ令和13年度以降の定年は65歳になると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案第6号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。南風原町職員の定年年齢の引上げにより、職員の分限、懲戒、勤務時間、給与、育児休業等の改正等の説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号及び議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号 南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号 南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第7号 南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例

日程第7．議案第8号 南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6．議案第7号 南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例、日程第7．議案第8号 南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例についてを一括議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第7号 南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。上位法の改正に伴い本町の条例を整備したと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第8号 南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。上位法の改正に伴い本町の条例を整備したと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号及び議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号 南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号 南風原町情報公開及び個人情報

保護審査会条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8．議案第10号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8．議案第10号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第10号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。執行部からは、出産育児一時金等の総額が42万円から50万円に引き上げられる条例改正で令和5年4月1日からの施行であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第11号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9．議案第11号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第11号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。本町の国保特別会計は、赤字が続いている。そのため今回の税率改正で約8,100万円の税收増となります。県内で課税3方式を採用する16団体の中での保険税率は下位に位置するため、県の示す標準保険税率へ段階的に近づけていく税率改正であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。3番 當眞嗣春議員。反対の討論でよろしいですか。

○3番 當眞嗣春君 すみません、ちょっと議会の流れを変える雰囲気になっているんですけれども、反対討論をしたいと思います。2023年3月議会、議案第11号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論を行います。

本条例は、南風原町国民健康保険税における基礎課税分の平均割額3万5,300円を3万6,300円、1,000円増です。また、平等割2万9,200円を3万4,700円、5,500円増になります。さらに所得税率11.22%を12.28%、1.65%増に改正しようとするものです。2020年度の国保加入者の状況は、年金生活者の無職者が43%、非正規労働者の被扶養者が33%で、合わせて8割弱となっています。今では無職と非正規の保険となっています。本町では、被保険者の63%が減免制度を利用している状況であり、国保の構造的な問題も抱え、これ以上の税負担を求めることは極めて困難となっています。これは、国と地方自治体も共通した認識となっています。

国保税の高騰を招いた一番の要因は、国の予算削減にあります。自民党政権は1984年、法改正で国保への定率高負担を、これまでの医療費の医療費掛ける45%から、医療費38.5%に削減したのを皮切りに、国保負担を制限し続けてきたことがその大きな要因となっています。本来国保は、誰もが必要な時に適正な医療を受けることができる制度ですが、保険料の新たな税負担は致命的にもなりかねません。経済的な事由から受診を控えた結果、病状が悪化し、かえって高額な医療費を要することになった例や、最悪な場合は死に至ったというケースも起きています。高過ぎる国保税は住民の命と暮らしを脅かす重大問題であり、格差と貧困を広げる原因にもなっています。被保険者への新たな税負担を認めるわけにはいきません。憲法第25条の国民の生存権と国の社会保障義務に基づき、国民健康保険法第1条は、その目的を社会保障及び国民保険の向上に寄与すると定めています。国は全くその責任を果たしていません。国に対して、強く補助金の増額を求めていると思います。

最後に、今回の改正に盛り込まれた出産育児一時金の支給額8%引上げについては、否定するものではありません。しかし、高過ぎる国民健康保険税のさらなる負担を求めることには、認めるわけにはいきません。以上で討論を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。反対討論もないでしょうか。なしでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。民法等の一部を改正する法律による「懲戒権」規程の削除等に伴う条例改正と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。議案第12号の内容と合わせて、利用する乳幼児の安全管理に関する措置と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第14号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第14号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第14号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。学童に対する安全管理に関する措置と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第20号 令和5年度南風原町一般会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第20号 令和5年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第20号 令和5年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に総務部総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、3月9日に民生部国保年金課、こども課、保健福祉課の審査を行いました。3月15日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会より審査報告を受けまとめを行い、3月16日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは報告事項を申し上げます。1点目、総務部総務課。予算書59ページ、歳出2款、総務費、1項、総務管理費、2目、文書広報費、12節、ホームページリニューアル委託料1,991万円、LINE機能拡充委託料196万9,000円、ホームページリニューアルについては、プロジェクトチームを立ち上げ、令和6年3月公開予定と説明がありました。また、LINEの機能拡

充については、担当職員のヒアリングを行っており、機能を検討中である。現在のLINE登録者数は、3,025名で登録者数を増やせるようデジタルトランス推進班や広報担当者等と連携を図りながら機能拡充していくと説明がありました。2点目、総務部総務課。予算書63ページ、歳出2款。総務費、1項。総務管理費、11目。諸費、12節。区長（自治会長）事務委託料4,826万8,000円、財政健全化計画の期間終了に伴い、46項目の予算の見直しが行われ、区長（自治会長）事務委託料の見直しも行われた。財政健全化計画中は、世帯数増加の加算は行わず据置きだったが、財政健全化計画の終了に伴い、世帯数を令和5年1月末時点の世帯数で積算していると説明がありました。3点目、民生部こども課。予算書90ページ、97ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、2目。保育所運営事業32億1,514万4,000円、3款。民生費、2項。児童福祉費、3目。児童厚生施設費3億5,252万円、令和5年度の保育所の受入れ可能数は2,140名、3月9日現在の利用児童数2,009名、待機児童は32名である。また、学童の受入れ可能数は968名、3月9日現在の利用児童数962名、待機児童数は67名であると説明がありました。4点目、民生部こども課。予算書94ページ、歳出3款。民生費2項。児童福祉費、2目。保育所運営事業、18節。地域子育て支援拠点事業補助金2,519万4,000円、令和5年度より地域子育て支援拠点は1施設増になり、合計4施設となる。子育ての相談等の対応を行うことから保育士を配置していると説明がありました。5点目、経済建設部産業振興課。予算書114ページ、歳出7款。商工費、1項。商工費、1目。商工振興費、12節。商品展開力強化支援事業委託料1,780万9,000円、南風原町地域ブランド構築展開プロジェクトの後継事業で、商品の販売方法や販路開拓等について専門家の意見を伺い、販売力向上につなげることに重点を置いた事業であると説明がありました。6点目、経済建設部都市整備課。予算書124ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、2目。公園費、12節。南風原町民体育館（仮称）整備に伴う土質・測量調査委託料732万6,000円、南風原町民体育館（仮称）整備に伴う分筆業務委託料259万6,000円、令和5年度に都市計画区域の変更、農業振興地域からの除外、土質調査や測量等を行うことを確認しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第20号について討論

を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第20号 令和5年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第21号 令和5年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第21号 令和5年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第21号 令和5年度南風原町国民健康保険特別会計予算審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。特定健診の受診率向上に向けて、Tポイントの付与に代わり、令和5年度より500円のお米券を贈呈すると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第21号 令和5年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに

決定しました。

日程第15. 議案第22号 令和5年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第22号 令和5年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第22号 令和5年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。被保険者数は、令和5年2月1日現在で3,454名と確認しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第22号 令和5年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第23号 令和5年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 議案第23号 令和5年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは議案第23号 令和5年度南風原町下水道事業会計予算につ

て報告をいたします。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。

3月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から、本会議で質疑のあった建設改良事業については、令和5年度から令和9年度にかけて地方創生汚水処理施設整備推進交付金で照屋、喜屋武、本部地区の下水道整備工事を下流側から行い、沖縄振興公共投資交付金で県道128号線の下水道整備工事をを行う予定であると説明がありました。また合併浄化槽については、津嘉山北土地地区画整理地内を重点的に、下水道接続を推進し、数は減少していると報告がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第23号 令和5年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議案第24号 令和5年度南風原町土地地区画整理事業特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 議案第24号 令和5年度南風原町土地地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは議案第24号 令和5年度南風原町土地地区画整理事業特別会計予算について報告をいたします。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け

質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものがあります。3月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第24号 令和5年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18. 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 金城みゆき、住所と生年月日につきましては表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮し提案するものでございます。次のページに履歴書、学歴、職歴等を掲載してございますので、どうぞお目通しください。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつ

て質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

10分間休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時59分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第19. 発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 それでは読み上げて提案いたします。発議第1号。令和5年3月28日。南風原町議会議長赤嶺奈津江様。提出者 南風原町議会議員 玉城陽平、賛成者 南風原町議会議員 大城雅史、石垣大志、大城勇太、新垣善之、照屋仁士、知念富信。南風原町議会の個人情報の保護に関する条例 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。（提案理由）個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、南風原町議会における個人情報の保護の適正な取扱いに関し、必要な規定を定めたいことから、条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の概要の説明を読み上げいたします。南風原町議会の個人情報の保護に関する条例について概要を説明します。現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独

立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとで個人情報保護制度が定められています。南風原町議会は単独で条例等は定めていませんが、町の執行部の「南風原町個人情報保護条例」により個人情報保護について必要な事項が定められており、その中で実施機関として議会が適用されていました。このたび「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日からは国、地方公共団体及び民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、地方議会はその共通ルールの適用対象外となっております。本町においても、現行の「南風原町個人情報保護条例」を廃止し個人情報保護法の施行条例を制定することから、本町議会においては改正後も引き続き個人情報を適正に管理し保護するという観点から、新たに条例を制定し町議会における個人情報保護制度の適正運用を図るものです。以上が発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 発議第2号。令和5年3月28日。南風原町議会議長赤嶺奈津江様。提出者 南風原町議会議員 大城雅史、賛成者 南風原町議会議員 玉城陽平、石垣大志、大城勇太、新垣善之、照屋仁士、知念富信。南風原町議会基本条例の一部を改正する条例でございます。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会議規則第14条第2項の規定により提出します。（提案理由）個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため提案いたします。

新旧対照表をご覧ください。南風原町議会基本条例の一部を改正する条例でございます。南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）の一部を次のように改正する。第5条第1項中「南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）」を「南風原町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南風原町条例第〇号）」に改める。附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上が発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって発議第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 陳情（令和4年）第29号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 陳情（令和4年）第29号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 陳情第29号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情 審査の経過 本件は3月2日に、当委員会に付託されたものであります。3月13日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和4年）第29号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和4年）第29号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。陳情（令和4年）第29号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情について、採択することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22. 意見書第1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第22. 意見書第1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5番 伊佐

園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和5年3月28日。南風原町議会議長赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員伊佐園恵、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書 2016年1月、沖縄県企業局は7市町村45万人に供給している北谷浄水場の水源である河川や井戸群等から、高濃度の有機フッ素化合物（P F A S）が検出されたと発表した。あれから6年が経過。ほとんどのP F A S汚染は、長年の消火訓練による泡消火剤が原因と言われているが、その間も、嘉手納基地、普天間飛行場からはP F A Sを含む泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、命の源である飲み水の汚染、土壤汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。P F A S市民連絡会は、昨年6月から7月にかけて、独自で、沖縄県6市町村のP F A Sによる人の体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施。研究責任者、京都大学環境衛生学原田浩二准教授は記者会見で結果を公表。沖縄県のP F A S血中濃度は、全国調査環境省2021年との比較において、P F O Sは最大3.1倍、P F O Aは3.0倍、P F H x Sは14.3倍と、放置できない高い数値となっている。さらに、血液検査をした387人のうち27人が要措置濃度を上回っていることが判明。また、水道水をそのまま飲用するグループと、浄水器設置や水を購入するグループを比較した場合、浄水器や水購入の方の血中濃度は低い。しかし、浄水器設置は家計への負担が大きく、また、浄水器では環境負荷を防げないことも判明。P F A S汚染は世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。国際的にP F A S規制が厳格化される動向と、今回の検査結果をエビデンスに、県民の命と暮らしを守る立場から、本議会は、国の責任において広域疫学調査、環境調査に継続的に取り組むことを以下のとおり強く要請する。

記 1 米国環境保護局（E P A）等の指針を参考にしてP F A S規制を立法化すること。2 国民の健康と生命を守るために国の責任で疫学調査、環境調査を実施すること。3 汚染源が疑われる米軍基地の立入調査を、政府が主権国家として実施すること。4 米軍の環境汚染につき情報公開させ、それに基づいて汚

染を浄化させること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和5年（2023年）3月28日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23. 陳情（令和4年）第30号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第23. 陳情（令和4年）第30号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは陳情（令和4年）第30号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は3月2日に、当委員会に付託されたものであります。当委員会では、3月16日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対

する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和4年）第30号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和4年）第30号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第24. 陳情第28号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第25. 陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第24. 陳情第28号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書、日程第25. 陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書の2件について一括議題とします。経済教育常任委員長から委員会の審査について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第26. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙

のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

休憩します。

休憩（午前11時20分）

再開（午前11時20分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和5年第1回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時21分）